事　務　連　絡
平成２９年３月２２日

岩手県
宮城県　私立学校主管部課　御中
福島県

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

「高校生修学支援基金事業実施要領（被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金）」の一部改正について

平素より私立学校の振興にご尽力賜り、感謝申し上げます。

平成２９年１月２３日付け事務連絡でご案内したとおり、平成２９年３月２１日付けで「高校生修学支援基金事業実施要領（被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金）」の一部改正を行いましたのでご連絡いたします。

今回の主な改正内容等については下記のとおりですので、遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

１．主な改正内容

○　東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県に交付された被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金により造成された基金の管理、運用、取崩し等に係る事業及び基金を活用して行われる事業は、平成３２年度末まで延長すること。

○　被災私立学校復興支援事業における基金からの取崩額の算定方法について、平成２９年度以降、以下の表のとおり補助率を逓減すること。

年度	２９年度	３０年度	３１年度	３２年度
補助率	０．７	０．６	０．５	０．５

２．その他

本基金は被災地の私立学校が中長期的な見通しをもって学校運営ができるよう復興・創生期間の最終年度である平成３２年度末まで延長するが、平成２９年度以降、児童生徒数の回復状況や基金の執行状況等を踏まえ、支援のあり方や継続の可否について、毎年度の予算編成過程で検討するため、今後も引き続き必要な調査にご協力方よろしく願いたい。

＜担当＞文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第三係　　竹本、清水
TEL：03－5253－4111（内線 2546）E-mail：sigakujo@mext.go.jp